

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
----	----------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任する改正が行われたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

また、平成25年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、各常任委員会の所管を変更するため、本条例について所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 地方自治法の一部改正に係る改正を次のとおり行います。

ア 議員は、少なくとも1の常任委員になることを規定します。 <第2条関係>

イ 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任することを規定します。 <第6条関係>

ウ 常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するものとします。 <第8条関係>

(2) 委員会の所管を次のとおりとします。 <第2条関係>

総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画総務部の所管に関する事。</li> <li>・財務部の所管に関する事。</li> <li>・出納室の所管に関する事。</li> <li>・消防本部の所管に関する事。</li> <li>・選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。</li> <li>・他の常任委員会の所管に属しないこと。</li> </ul>
教育民生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文化部の所管に関する事。</li> <li>・健康福祉部の所管に関する事。</li> <li>・医療センターの所管に関する事。</li> <li>・教育委員会の所管に関する事。</li> </ul>
産業建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境産業部の所管に関する事。</li> <li>・建設部の所管に関する事。</li> <li>・農業委員会の所管に関する事。</li> </ul>

### 3 その他

施行日は、(1)については平成25年3月1日とし、(2)については平成25年4月1日とします。